

日本糖尿病学会専門医制度規則施行細則

- 第 1 条 専門医認定委員会の事務は本学会事務所において行う。
- 第 2 条 支部専門医認定委員会は、専門医認定委員会の要請に応じ必要事項を調査し、これを専門医認定委員会へ報告する。
- 第 3 条 専門医制度規則に規定する認定教育施設を下記のように区分する。
1. 認定教育施設Ⅰ：常勤の研修指導医が在籍し、糖尿病専門医研修カリキュラム（以下、研修カリキュラムと略す）に基づく研修がすべて自施設で行うことが可能な有床の認定教育施設。
 2. 認定教育施設Ⅱ：常勤の研修指導医が在籍し、研修カリキュラムに基づく研修を行うことが可能な有床の認定教育施設。
 3. 認定教育施設Ⅲ：常勤の研修指導医が在籍し、研修カリキュラムに基づく研修を行うことが可能な無床の認定教育施設。
- 第 4 条 日本糖尿病学会糖尿病専門医・日本糖尿病学会研修指導医・日本糖尿病学会認定教育施設・日本糖尿病学会教育関連施設更新規定第 1 条（3）別表「認定更新時に必要な単位数分野 3」に規定する指定講演は専門医の生涯教育のために行うもので、年次学術集会ならびに地方会、糖尿病学の進歩および糖尿病合併症学会において学会長または世話人により推薦された講演の中から、専門医認定委員会が指定する。
- 第 5 条 専門医制度規則第 7 条 5. 及び 17 条 4. に規定する業績としての論文、又は同規則第 8 条 8. 及び同規則第 18 条 3. に規定する業績目録に記載される論文は、レフェリーによる論文審査のある雑誌に発表されたもの、また学会発表は、日本医学会総会、または日本医学会の分科会として認められている学会の総会、あるいは地方会（支部部会）、またはそれに相当する国内外の学会においてなされたものとする。但し論文ならびに学会発表は原則として糖尿病臨床に関するものに限る。
- 第 6 条 専門医制度規則第 4 章に規定する専門医の審査料は 10,000 円、受験料は 20,000 円、認定料は 20,000 円とする。既納の審査料・受験料・認定料は、いかなる事由があっても返還しない。
- 第 7 条 1. 専門医制度規則第 6 章に規定する認定教育施設において研修指導医または特例研修指導医が不在となった場合、教育関連施設において専門医が不在となった場合、当該診療科の長は速やかに後任の研修指導医、特例研修指導医または専門医を専門医認定委員会に申請するものとする。
2. 前項に規定する研修指導医、特例研修指導医または専門医が不在となった場合においては、6 カ月を猶予期間とし、6 カ月を越えても後任の研修指導医、特例研修指導医または専門医がいない場合には、認定教育施設、教育関連施設の資格を停止する。後任が決まった時点で認定教育施設、教育関連施設の資格は復活する。
- 第 8 条 専門医制度規則第 7 章・第 8 章に規定する特例研修指導医は当該認定教育施設を離れた場合、研修指導医としての資格を失う。
- 第 9 条 専門医制度規則第 5 章に規定する認定教育施設、教育関連施設が本細則第 7 条に規定する資格停止となった場合、資格停止期間中の研修は研修期間として認められない。
- 第 10 条 本細則の変更は、専門医認定委員会、および理事会の議決による。
- 第 11 条 本細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医認定委員会の議を経て決するものとする。

2015 年 11 月 23 日施行細則一部改訂.

2016 年 5 月 18 日施行細則下線部改訂.